

予備自衛官等に必要な経費

【令和5年度予算額】 歳出ベース：63億円（契約ベースも同額）

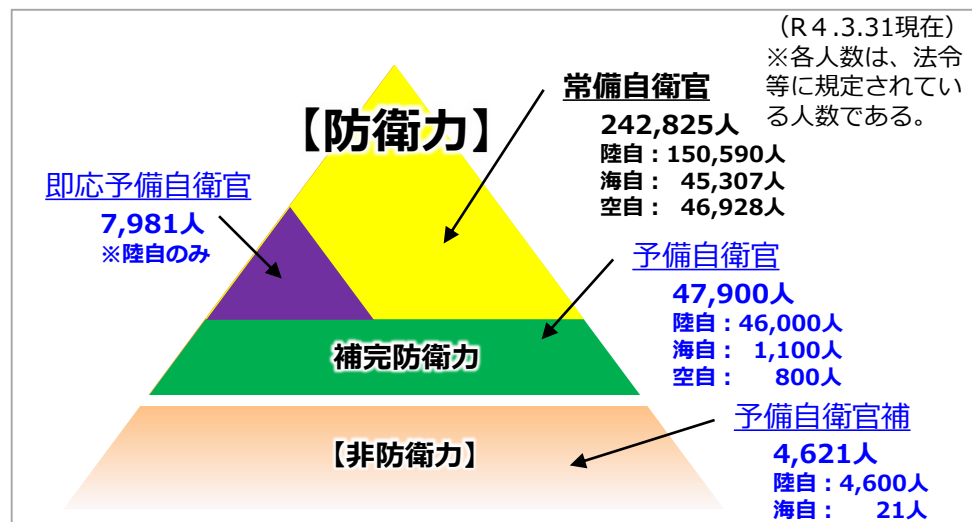
1. 事業概要

【予備自衛官等について】

- 防衛省・自衛隊においては、各種事態の際に、必要な数の自衛官を迅速かつ計画的に確保することを目的として、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の3つの制度を設け、常備自衛官を補完している。
- 予備自衛官等制度の維持・運用のため、予備自衛官等に対し、手当や訓練への出頭旅費等、雇用企業に対し、給付金の支給等を行っている。

【予備自衛官等の充足率向上について】

- 近年、予備自衛官等の低充足が常態化している。
- 作戦環境の変化や自衛隊の任務が多様化する中で、予備自衛官等が常備自衛官を効果的に補完するため、充足率の向上のみならず、予備自衛官等に係る制度を抜本的に見直し、体制強化を図る必要がある。
- このため、昨年策定された国家防衛戦略等においても自衛官未経験者からの採用の拡大や、年齢制限、訓練期間等について現行制度の見直しを行うこととされている。



2. 論点

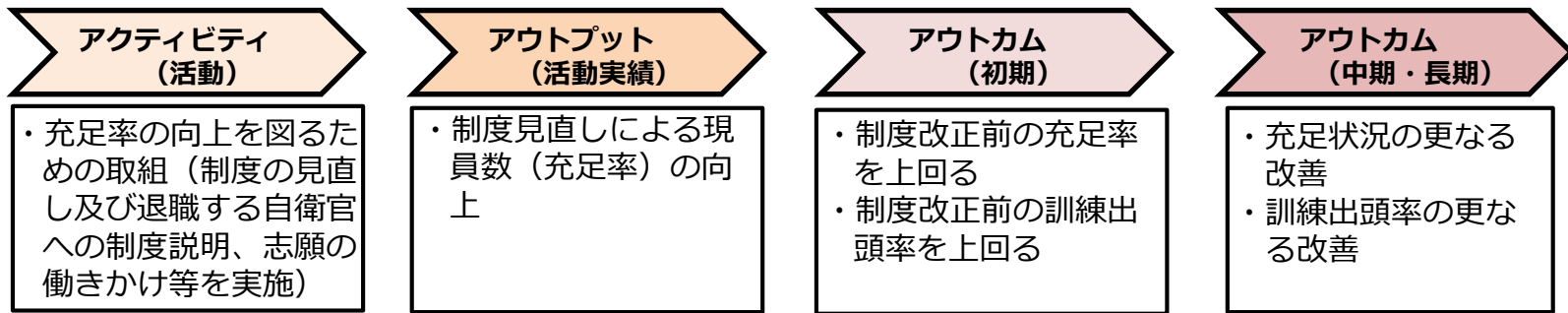
- 常備自衛官を効果的に補完するため、制度見直しをどのように進めていくべきか。

令和3年度に実施した予備自衛官等制度の実態調査によれば、自衛官を退職後、予備自衛官等へ志願しない理由として、生業と訓練との両立が困難とするものが約7割となっている。また、採用者数に比べ退職者数が多い傾向（直近5年の平均流出率（退職数を採用数で除した割合）が、即応予備自衛官は11.1%と高く、予備自衛官は9.9%とほぼ均衡）にあることが低充足の理由であり、その退職理由に着目すると、主な理由は次の2点

- ・「生業と訓練との両立が困難」を理由とする退職者（即応予備自衛官：約6割、予備自衛官：約3割）
 - ・「年齢制限」を理由とする退職者（即応予備自衛官：約2割、予備自衛官：約4割）
- （上記割合はR3年度の全退職者に占める割合である。）

この状況を踏まえ、予備自衛官等の充足率向上のため、必要な制度の見直しを行うもの。

3. ロジックモデル



4. 【参考1】 予備自衛官等制度の概要

R5.4.1現在（現員R4.3.31現在）

区分	予備自衛官（昭和29年度導入）	即応予備自衛官（平成9年度導入）	予備自衛官補（平成13年度導入）
招集区分	防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	教育訓練招集
採用年齢	1佐 : 59歳未満 2佐、3佐 : 58歳未満 1尉、2尉、3尉、 准尉、曹長、1曹 : 57歳未満 2曹、3曹 : 56歳未満 士 : 55歳未満	2尉、3尉、准尉、 曹長、1曹 : 52歳未満 2曹、3曹 : 51歳未満 士 : 50歳未満	一般 : 18歳以上34歳未満 技能 : 18歳以上で、技能に応じ53～55歳未満 技能区分 衛生、語学、整備、情報処理、通信、電気、建設、 放射線管理、法務、船舶、人事、システム防護
訓練 / 教育訓練 日数	5日間/年（自衛隊法上は20日以内/年） ※一般公募予備自から即自への志願者 軽火器 : 36日間/3年以内 迫撃砲 : 39日間/3年以内	30日間/年	一般 : 50日間/3年以内 技能 : 10日間/2年以内
法令等上の人数（防衛省の職員 の定員外）	47,900人 陸自 : 46,000人 海自 : 1,100人 空自 : 800人	7,981人（陸自のみ）	4,621人 陸自 : 4,600人 海自 : 21人
現員数	33,411人（充足率 : 69.8%）	4,120人（充足率 : 51.6%）	2,529人（充足率 : 54.7%）

5. 【参考2】 これまでの充足向上への取組

- 退職する自衛官に対する、予備自衛官等の制度に関する説明及び志願の働きかけの実施。
- 従来、即応予備自衛官は自衛官経験者のみを対象としていたところ、自衛官経験のない予備自衛官補出身の予備自衛官を任用可能とした。（令和2年度）
- 予備自衛官等の出頭に対する、予備自衛官等の雇用主からの理解及び協力の確保に資する「雇用企業協力確保給付金（平成30年度）、即応予備自衛官育成協力企業給付金（令和2年度）」の創設。
- 予備自衛官補の技能区分の拡大。（令和4年度 : システム防護（サイバー）、人事（保育士））
- 特殊又は高度の技術及び知識を有する予備自衛官（技能予備自衛官）のうち、一部の技能予備自衛官を対象に、試行的に継続任用時の年齢制限を廃止。（令和5年度）

6. 【参考3】予備自衛官等の活動状況

平素の訓練（一例）

即応予備自衛官



射撃訓練



格闘訓練



対空戦闘訓練



迫撃砲訓練



中隊検閲

予備自衛官



着隊式



野外衛生



射撃検定



警備訓練



野外勤務(歩哨)

災害派遣活動（一例）



災害招集命令書の交付
(H23年東日本大震災)



捜索活動
(H23年東日本大震災)



通訳支援
(H23年東日本大震災)



衛生支援
(H28年熊本地震)



がれき除去
(H30年7月豪雨)



給水支援
(H30年北海道胆振地震)



入浴支援
(R元年東日本台風)



医療支援
(R2年新型コロナウイルス感染症)



巡回診療
(R2年7月豪雨)

(参考資料)

近年（過去5年間）の予備自衛官制度等の見直しに係る取組みについて

- ◆ **予備自衛官制度等の見直し等については、不断に検討・取組みを行っているところ、直近5年における取組みは以下のとおり。**
 - **予備自衛官補（技能）の技能区分の拡大（平成30年度、令和3年度、令和4年度）**
H30年度：公認心理師、R3年度：エンバーマー（遺体衛生保全士）、臨床工学技士、歯科衛生士、R4年度：システム防護（サイバー）、保育士
 - **予備自衛官等応招確認システムの導入（令和3年度～）**
大規模災害発生時における初動に迅速に対応するため、応招確認システムを導入
 - **予備自衛官補の募集計画者数の拡大（令和4年度～）**
募集計画数について、例年約1,620名をR4年度から約1,920名に拡大
 - **一般公募予備自衛官から即応予備自衛官への任用（令和2年度～）**
自衛官経験のない一般公募予備自衛官の志願者のうち、所要の教育訓練により必要な知識・技能を保有した者を即応予備自衛官に任用できるよう改正
 - **予備自衛官補について、指定された教育部隊以外の教育基盤の活用（令和2年度～）**
予備自衛官補の教育訓練の出頭に係る負担軽減のため、指定された教育部隊以外の部隊での教育訓練を一部の方面隊で引き続き試行中
 - **予備自衛官補（一般）におけるeラーニングの導入（令和3年度～）**
予備自衛官補（一般）の教育訓練の出頭に係る負担軽減のため、座学等の教育の一部にeラーニングを導入
 - **即応予備自衛官育成協力企業給付金の創設（令和2年度～）**
予備自衛官補から任用された予備自衛官が即応予備自衛官に任用されるためには、即応予備自衛官として必要な知識・技能を修得するための所要の訓練（3年で約40日）が必要となる。そのため、通常の予備自衛官に比べ平素の勤務先を離れる日数が増えることから、使用者の理解と協力を得ることを目的として給付金を創設
 - **特殊又は高度の技術及び知識を有する予備自衛官（技能予備自衛官）のうち、一部を対象に、試行的に継続任用時の年齢制限を廃止（令和5年度～）**
試行対象：衛生、整備、電気、建設、放射線管理、語学（引き続き、上限年齢を廃止できる技能の範囲について検討中）

予備自衛官の訓練一例



- 5日間の訓練を2回に分割可能
- 訓練を担当する常備部隊で年間複数回の訓練が設定され、予備自衛官が自己の都合の良い時期で出頭できる。

即応予備自衛官の訓練一例

個人としての訓練(各個訓練)

精神教育
体育訓練等

2日間×
1回



精神教育



体力検定

小火器射撃
格闘訓練
野外勤務等

2日間×
3回



手榴弾投擲訓練



格闘訓練

特技訓練等

2日間×
4回



ATM射撃訓練



リペリング訓練

部隊としての訓練(部隊訓練)

班レベルの
訓練

4日間×
1回



市街地戦闘訓練



迫撃砲訓練

小隊レベル
の訓練

3日間×
2回



山地機動訓練



攻撃・防御訓練

中隊レベル
の訓練

4日間×
1回



ヘリボン訓練等



防災訓練

- 常備部隊(コア部隊)が訓練を主催し常備自衛官と一体となって、部隊行動を訓練
- 常備部隊(コア部隊)の改編により、新装備への習熟訓練も必要
- 設定された各段階の訓練の日数は分割できない

概要

即応予備自衛官が訓練及び災害等招集にいつでも出頭できる環境を整えていただくため、即応予備自衛官の雇用主へ給付金を支給する制度



※1：申請を受けた月から、支払いの対象となります。

支給要件は？

- 1 即応予備自衛官との間に次のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
 - 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
 - 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
- 2 即応予備自衛官が招集訓練及び災害等招集に応じる期間を特別休暇、勤務免除扱いとする等の措置を講ずることによって、人事考課上等不利益な取扱いをしないこと。
- 3 即応予備自衛官を雇用する企業等内において、即応予備自衛官制度等の周知に努めていただくこと。

支給要件の確認要領は？

- 1 支給要件を確認するため、申請時において所要の書類を提出していただきます。
 - 雇用保険被保険者証、雇用契約書、雇入通知書、就業規則又は賃金台帳等の写し
 - 休暇措置等を確認し得る書類又はその写し
- 2 地方協力本部担当者が、支給要件の確認をさせていただきます。

概要

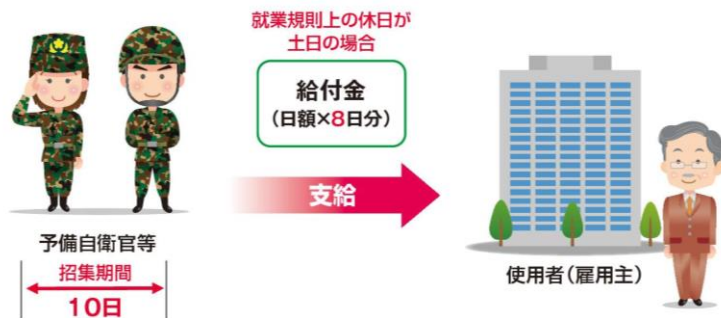
予備自衛官又は即応予備自衛官が防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等（※）に招集されたこと等により平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を使用者（雇用主）に支給する制度

（※） 即応予備自衛官にあつては、これらに加え、治安出動、地震防災派遣及び原子力災害派遣の場合がある。

給付のイメージ

①防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等のため招集に応じ平素の勤務先を離れた場合

（例）予備自衛官等である従業員が10日間招集された場合
（就業規則における休日は除く）



②招集中の負傷又は疾病により平素の勤務先を離れた場合

（例）上記①のための招集中又は訓練招集中の負傷又は疾病により14日間（※）の入院等による治療を要するため、平素の勤務先を離れた場合

（※） 政令で上限を90日とする。



《給付額》

〔 予備自衛官等である者が使用者（雇用主）（※）の事業に従事することができなかつた日数 〕 × 〔 その間における当該事業の継続に伴う負担を考慮し 政令で定める額（日額34,000円） 〕

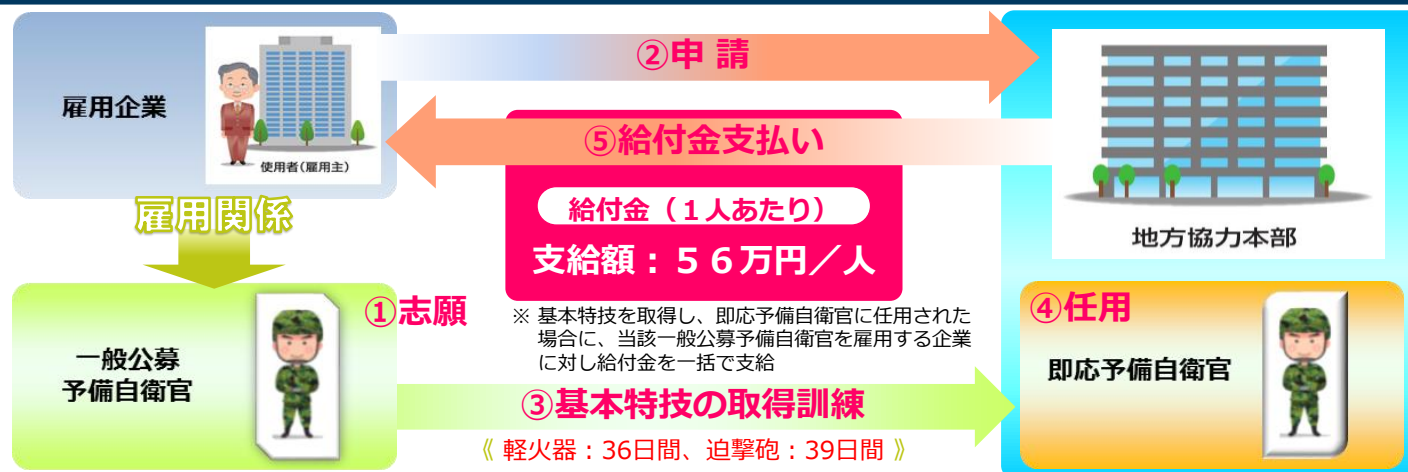
（※） 政令で国、地方公共団体及びこれらに準ずる者は除く。

1. 趣旨

自衛官未経験である予備自衛官（以下「一般公募予備自衛官」という。）が、即応予備自衛官に任用されるためには、即応予備自衛官として必要な知識・技能を修得するため、**所要の訓練（「軽火器」36日間／3年、「迫撃砲」39日間／3年）が必要**となる。そのため通常の予備自衛官に比べ、平素の勤務先を離れる日数が増えることから、雇用企業の理解及び協力を考慮した給付金制度を創設し、雇用企業の積極的な協力の確保を図るものである。

2. 概要

- (1) **支給対象者**：一般公募予備自衛官を雇用する法人その他の団体及び個人事業主
(国・地方公共団体、公共法人及び一般公募予備自衛官本人が個人事業主である場合は除く。)
- (2) **支給要件**：①一般公募予備自衛官との間に次の事項のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
・ 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
・ 申請時において、1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。
②一般公募予備自衛官が訓練招集等に応じる期間を、特別休暇、勤務免除扱いとする等、労働協約又は就業規則等により措置することによって、不利益な取扱いをしないことが明らかであること。
③雇用企業内において予備自衛官及び即応予備自衛官制度等の周知に努めること。
④**一般公募予備自衛官が、即応予備自衛官に任用※されたときに雇用関係を有すること。**
※ 基本特技「軽火器」又は「迫撃砲」の取得が必要
- (3) **支給金額**：**560,000円（一括支給）**



○施行日：令和2年4月1日